

## 5. 滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則

昭和 53 年 3 月 27 日  
滋賀県規則第 10 号

(趣 旨)

**第 1 条** この規則は、滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和 52 年滋賀県条例第 40 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用 語)

**第 1 条の 2** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(指定および命令の基準)

**第 2 条** 条例第 8 条の規定による推奨、条例第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項および第 14 条第 1 項の規定による指定ならびに第 13 条の規定による措置命令の認定基準は、別に定めるところによる。

**2** 条例第 11 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを描写し、または撮影した図画または写真（陰部を覆い、ぼかし、または塗りつぶしたものを含む。）とする。

(1) 全裸または半裸での卑わいな姿態で、次のアからカまでのいずれかに該当するもの

- ア 大たい部を開いた姿態
- イ 陰部、でん部または女性の胸部を誇示した姿態
- ウ 自慰の姿態
- エ 愛ぶの姿態
- オ 排せつの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 性交またはこれらに類する性行為で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

- ア 男女間の性交または性交を連想させる行為
- イ ごうかんその他のりよう辱行為
- ウ 同性間の性行為
- エ 変態性欲に基づく行為

**3** 条例第 11 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、または塗りつぶしたものを含む。）とする。

(有害図書等の陳列方法等)

**第 2 条の 2** 条例第 11 条の 3 第 1 項の有害図書等の陳列の方法等は、次の各号のいずれかに該当する措置を講じて、店舗内の図書等の販売等を業とする者またはその従業者が常駐する場所から容易に監視することができる場所に陳列し、かつ、容易に判読できる大きさの文字で、青少年が購入し、借り受け、閲覧し、または視聴することができない旨を有害図書等を陳列する場所の見やすい箇所に掲示することとする。

(1) 間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所に有害図書等を陳列すること。

(2) 有害図書等以外の図書等を陳列する棚と 60 センチメートル以上離れた棚に、有害図書等をまとめて陳列すること。ただし、有害図書等を陳列する棚を、有害図書等以外の図書等を陳列する棚の背面に設置する場合を除く。

(3) 有害図書等から 10 センチメートル以上張り出す仕切り板（透視できない材質のものとする。）を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、有害図書等をまとめて陳列すること。

(4) 床面から 150 センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして、有害図書等をまとめて陳列すること。

(5) 図書等を販売し、または貸し付けることを業とする者が、前各号に掲げる措置を講ずることが困難な場合は、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列すること。

(有害興行の制限の掲示)

**第 3 条** 条例第 12 条第 2 項の規定による青少年が見、または聞くことができない旨の掲示は、別記様式第 1 号によるものとする。

(指定等の告示または通知)

**第4条** 条例第17条の規定による告示は、指定または指定解除をしようとするものの種類および名称ならびに指定または指定解除の年月日および理由その他必要な事項を記載して行わなければならない。

2 条例第17条ただし書の規定による通知は、前項に規定する事項を記載した通知書を交付することによって行う。  
(自動販売機等設置届出書等)

**第5条** 条例第19条の2第1項に規定する届出書は、自動販売機等設置届出書(別記様式第2号)によるものとする。

2 前項の自動販売機等設置届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 条例第19条の3に規定する自動販売機等管理者を置かなければならない場合にあつては、当該自動販売機等管理者の住民票記載事項証明書および当該自動販売機等管理者が自動販売機等を管理する権限を有し、かつ、自動販売機等管理者となることを承諾していることを証する書類の写し

(2) 条例第19条の3ただし書に規定する場合(自動販売機等が条例第20条第4項に規定する措置が講じられている自動販売機等である場合を除く。)にあつては、自動販売業者の住民票記載事項証明書(法人にあつては、登記事項証明書)

3 条例第19条の2第2項の規定による届出は、自動販売機等変更届出書(別記様式第3号)により行うものとする。

4 第2項の規定は、条例第19条の2第1項第3号の自動販売機等の設置場所を変更しようとし、または同項第1号もしくは第6号に掲げる事項(電話番号を除く。)を変更した場合における前項の自動販売機等変更届出書について準用する。

5 条例第19条の2第3項の規定による届出は、自動販売機等廃止届出書(別記様式第4号)によるものとする。  
(深夜の営業を行う施設への立入りの制限の掲示)

**第5条の2** 条例第22条の2第2項の規定による深夜における青少年の立入りを禁止する旨の掲示は、別記様式第4号の2によるものとする。

(立入調査する職員の指定)

**第6条** 条例第26条第1項に規定する職員は、次に掲げる者のうちから知事が指定する。

(1) 健康福祉部子ども・青少年局の職員

(2) 子ども家庭相談センターの職員

(3) 健康福祉事務所の職員

(4) 教育委員会事務局学校教育課の職員および県立学校の生徒指導担当教職員

(5) 警察本部生活安全部少年課または警察署の生活安全課の職員

(6) その他特に必要と認める職員

(立入調査員の証明書)

**第7条** 条例第26条第2項に規定する証明書は、別記様式第5号によるものとする。

**付 則**

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 滋賀県青少年保護条例施行規則(昭和39年滋賀県規則第24号)は、廃止する。

**付 則**(昭和53年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**(昭和58年規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**(昭和59年規則第31号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

**付 則**(平成元年規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**(平成3年規則第24号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 4 年規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 6 年規則第 66 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 7 年規則第 95 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 10 年規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 10 年規則第 33 号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 10 年規則第 61 号）

1 この規則は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則（平成 11 年規則第 30 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 11 年規則第 80 号）

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の見出しの改正規定、同条に 2 項を加える改正規定（同条第 5 項に係る部分に限る。）、第 7 条の改正規定および別記様式第 4 号を別記様式第 5 号とし、別記様式第 3 号の次に 1 様式を加える改正規定は、同年 2 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の第 5 条第 1 項に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成 12 年規則第 8 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 12 年規則第 141 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 13 年規則第 77 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成 15 年規則第 43 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 16 年規則第 11 号）

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年規則第 24 号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 17 年規則第 31 号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 19 年規則第 21 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 20 年規則第 62 号）

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年規則第 23 号抄）

別記様式 省略

刃物取扱店の皆さまへ

# 滋賀県青少年の健全育成に関する条例により

刃体の長さが6cmを超えるナイフは  
有害がん具等に指定され青少年(18歳未満)への販売が禁止されています。



有害がん具等って、  
どんなもの？



有害がん具等  
に指定されると  
どうなるの？

**有害がん具等とは、**

滋賀県知事が、滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づいて、がん具等の形状、構造または機能が、**人の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれのあるもの**や、青少年の性的感情を著しく刺激し、健全な育成を阻害するおそれのあるものを青少年に有害ながん具等として指定したものです。



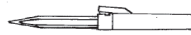
**有害がん具等に指定されると、**

がん具等の販売を業とする者およびその従業者は、『有害がん具等』を青少年に販売してはいけません。青少年に有害がん具等を買った者は、**30万円以下の罰金**に処せられる場合があります。



## 有害がん具等に指定されたナイフ

指定年月日 平成20年7月9日

	種類	形状、構造	代表的なもの
刃物	<b>折りたたみ式のナイフ</b> (刃体の長さが6cmを超えるもの)	『通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、刃体または柄を回転させることによって開刃させ、刃体と柄を直線的に固定させる装置を有するもの』をいいます。  (例) バタフライナイフ、折り込みナイフ、ツールナイフ、アーミーナイフ、ロックブレードナイフ	  バタフライナイフ
	<b>固定式のナイフ</b> (刃体の長さが6cmを超えるもの)	『刃体が柄に固定され、刃先が片側または両側にあるもの』をいいます。  (例) サバイバルナイフ、コンバットナイフ、スキナー、インディージョーンズナイフ、フィッシングナイフ、ランボーナイフ、グルカ(ククリ)ナイフ、	  サバイバルナイフ
	<b>スライド式のナイフ</b> (刃体の長さが6cmを超えるもの)	『通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、止め具を外して柄を振ること等により刃体を露出させ、止め具によって刃体を柄に固定させる装置を有するもの』をいいます。  (例) スライドナイフ、振り出しナイフ	  スライドナイフ

- 除外されるもの
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第9条第2号に規定する折りたたみ式のナイフ
  - 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第9条第3号に規定するくだものナイフ、同条第4号に規定する切出し
  - 勤労青少年が職務上必要とする刃物や学校生活、家庭生活において使用するカッターナイフ等  
(例)カッターナイフ、くり小刀、花小刀、ペーパーナイフ、キッチンナイフ、和包丁、パン切りナイフ、冷凍ナイフ、食事用のナイフ、電工ナイフ、カミソリナイフ、クラフトナイフ

ダガーナイフなどの刃渡り5.5センチメートル以上の剣は、銃砲刀剣類所持等取締法による所持禁止の対象となっています。



ダガーナイフ

◎「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」に関するお問い合わせは・・・

滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3556 FAX 077-528-4854

# 青少年を有害環境から守り 健全な育成を願うために…

## 「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」 により青少年に有害な図書等の 販売・陳列方法が定められています。

### 有害図書等の販売等の制限（条例第11条の2）

図書等（※）の販売または貸付、図書等を閲覧、または視聴させることを業とする方は…  
（※）「図書等」には、ビデオ・DVD・ゲームソフト等も含まれます。

青少年に有害図書等を販売または貸付け、閲覧または視聴をさせてはいけません。

これに違反した場合は、30万円以下の罰金が課されることがあります。

### 有害図書等とは？

個別指定図書等…知事が個別に指定したもので通知はがきで各販売店等に、指定の都度、お知らせしています。  
包括指定図書等…知事の指定がなくても、次の条件を満たすもの。



- 書籍・雑誌又はちらしその他これに類するもので、全裸もしくは半裸での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写し、又は撮影した図画又は写真で規則で定めるもの（※）を掲載するページ（表紙を含む）の数が20ページ以上のもの又は総ページ数の5分の1以上であるもの
- 電磁的記録媒体（ビデオ、DVD等）で、上記と同じ卑わいな姿態等を描写し、又は撮影した場面の時間が合せて3分を超えるものまたはその場面の数が20以上のもの

（※）規則で定めるものについて…陰部を覆い、ぼかし、塗り潰したものを含む

- 全裸又は半裸での卑猥な姿態で、次のいずれかに該当するもの
  - ・大たい部を開いた姿態
  - ・陰部・でん部又は女性の胸部を誇示した姿態
  - ・自慰の姿態
  - ・愛ぶの姿態
  - ・排せつの姿態
  - ・緊縛の姿態
- 性交又はこれらに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの
  - ・男女間の性交又は性交を連想させる行為
  - ・強姦その他陵辱行為
  - ・同性間の性行為
  - ・変態性欲に基づく行為



滋賀県青少年の健全育成に関する条例に関するお問い合わせは…

滋賀県健康福祉部 子ども・青少年局

虐待・非行防止対策チーム TEL 077-528-3556

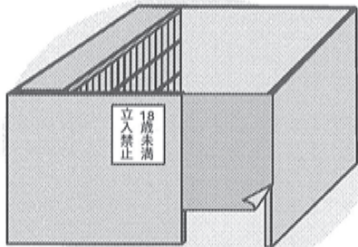
滋賀県イメージキャラクター  
「うおーたん」

## 有害図書等の陳列方法等 (条例第11条の3・施行規則第2条の2)

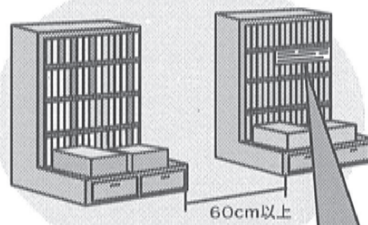
図書等の販売または貸付、図書等を閲覧、または視聴させることを業とする方は…

有害図書等を陳列する時は、次のいずれかの方法により、有害図書等を他の図書等と区別して、かつ店舗内の従業員等が常駐する場所から容易に監視することが出来る場所に陳列しなければなりません。

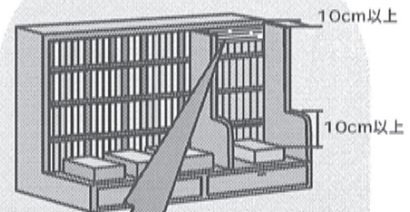
**1** 間仕切りされた場所に陳列する



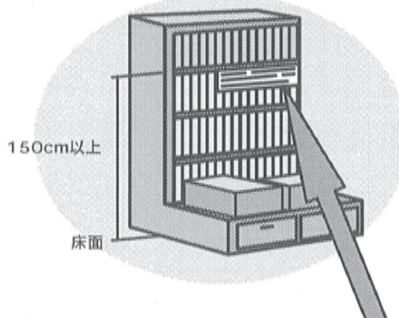
**2** 陳列棚を他の棚と60cm以上離す



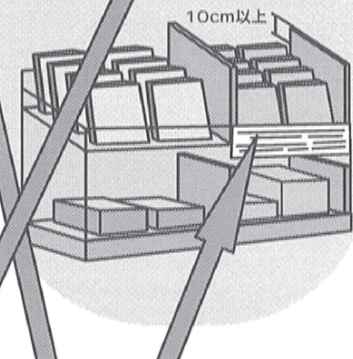
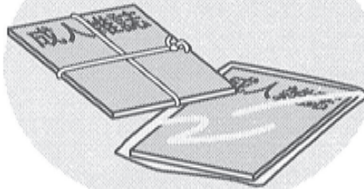
**3** 10cm以上張り出す仕切り板(透視できないもの)と仕切り板の間に陳列する



**4** 150cm以上の高さに背立てで陳列する



**5** 図書等の販売または貸付けを業とする方が1から4ができない場合は、ビニール包装やひも掛け等を行う



○更に、有害図書等の陳列場所には、見やすい箇所に容易に判読できる大きさの文字で青少年が購入や閲覧などができない旨を掲示しなければなりません。

掲示の一例

「滋賀県青少年の健全育成に関する条例により、18歳未満の方がここに陳列している雑誌等(DVD等)を購入(借受)したり、閲覧(視聴)することは禁止されています」

これらに違反すると、知事が改善勧告をし、この勧告に従わない場合には改善命令が出されます。更にこの命令に従わない場合には、30万円以下の罰金が課されることがあります。

青少年に有害図書等を見せない!売らない!!持たせない!!!

